

[特定福祉用具概要書]

令和 年 月 日

私が購入した特定福祉用具の概要は下記のとおりです。

(被保険者)

住 所

氏 名

(購入した特定福祉用具の概要)

(特定福祉用具購入費等の支給に係る福祉用具の種目について)

(1) 腰掛便座

- ①和式便器の上に置いて腰掛式に交換するもの。
- ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの。
- ③電動式またはスプリング式で便器から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。
- ④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるもの）

(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品

- ・レシーバー、チューブ、タンク等のうち尿や便の経路となるもので、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に交換できるもの。

(3) 入浴補助用具

- ①入浴用いす 座面の高さが概ね 35cm 以上のものまたはリクライニング機能を有するもの。
- ②浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの。
- ③浴槽内いす 浴槽内に置いて利用することができるもの。
- ④入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるもの。
- ⑤浴室内すのこ 浴槽内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの。
- ⑥浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの。
- ⑦入浴用介助ベルト 身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの。

(4) 簡易浴槽

- ・空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるもの（硬質の材質であっても使用しないときに立て掛ける）であり、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また居室において必要があれば入浴が可能なもの。

(5) 移動用リフトのつり具の部分

- ・身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの。

(6) 複合的機能を有する福祉用具

- ①それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して各部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
- ②区分できない場合にあつて、特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれるときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取扱う。

※記入における留意事項

- ・(1)～(5)の場合は、該当することが確認できる内容を記入してください。
- ・(6)の場合は、種目にかかわらず、全ての機能について概要を記入するとともに、機能ごとに区分が可能であるかどうかについても記入してください。